

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社		コード	6192
提出日	2020/12/17	異動（予定）日	2020/12/23	
独立役員届出書の提出理由	臨時株主総会において社外取締役及び社外監査役が選任されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	赤井 厚雄	社外取締役	○													○		有
2	森田 正康	社外取締役	○														○	有
3	川口 有一郎	社外取締役															○	
4	朝倉 祐治	社外監査役	○														○	新任 有
5	辻 高史	社外監査役	○														○	新任 有
6	青木 英憲	社外監査役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	赤井厚雄氏は、金融機関での豊富な経験に加え、大学教授としての幅広い識見を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2	該当事項なし	森田正康氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
3	該当事項なし	川口有一郎氏は、大学教授として不動産経済学及び不動産金融工学の分野で高い見識と専門性を有するほか、様々な公的委員を歴任するなど幅広い経験を有していることから社外取締役として選任しております。
4	該当事項なし	朝倉祐治氏は、事業会社において長年管理部門に従事し、財務を始めとする管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
5	該当事項なし	辻高史氏は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主でもないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、同氏の独立性に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
6	該当事項なし	青木英憲氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主でもないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、同氏の独立性に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。

4. 補足説明

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者

2. 当社の株式を自己または他社の名義をもって議決権ベースで10％以上保有する大株主またはその業務執行者

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

（1）当社グループの主要な取引先（注1）

（2）当社グループが議決権ベースで10％以上の株式を保有する企業等

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

5. 当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

6. 当社グループから年間1000万円以上の寄付を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

7. 社外役員の相互就任関係（注2）となる他の会社の業務執行者

8. 近親者（注3）が上記1から7までのいずれかの重要な者（注4）に該当する者

9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：主要な取引先とは、当社グループの年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2％を超えるものをいう。

注2：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注3：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注4：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。